

千葉市議会議員および千葉市長の資産等補充報告書等の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」および「千葉市長の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員および千葉市長の資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書の閲覧を7月1日（月）から開始しますので、お知らせします。

1 対象者

議員および市長（市長にあっては、その配偶者および扶養する親族を含む）

2 閲覧に供する報告書

（1）資産等補充報告書

任期開始の日後、毎年新たに有することになった資産等で12月31日において有するものについて、翌年の4月1日から同月30日までの間に議長に提出（市長は作成）する。

＜報告すべき資産等＞

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権
- ③建物
- ④預金および貯金（普通預金および普通貯金を含む）
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機および美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- ⑨借入金

＜参考＞資産等報告書

議員 令和5年の改選に伴い、令和5年5月1日に有する資産等について、議長に提出。

市長 令和3年の当選に伴い、令和3年3月21日に有する資産等について作成。

（2）所得等報告書

前年1年を通じて議員・市長であった場合、前年分の所得等について、4月1日から同月30日までの間に議長に提出（市長は作成）する。

＜報告すべき所得等＞

- ①前年分の所得金額
- ②前年分の贈与税の課税価格
- ③前年中に受けた利益の供与の内容および価額（市長のみ）
- ④前年中に受けた供応接待の内容および価額（市長のみ）

(3) 関連会社等報告書

毎年4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合、4月2日から同月30日までの間に議長に提出（市長は作成）する。

<報告すべき事項>

当該会社等の①名称、②住所、③当該職名

報告書の作成及び閲覧スケジュール

報告書名	基準日	提出（作成）期間	閲覧準備期間	閲覧開始日	保存期限
資産等補充報告書	R5. 12. 31	R6. 4. 1(月)	R6. 5. 1(水)		
所得等報告書 (令和5年分所得等)	R5. 1. 1 R5. 12. 31	R6. 4. 30(火)		R6. 7. 1(月) ※期限等の特例による	R11. 4. 30
関連会社等報告書 (令和6年4月1日現在の名称等)	R6. 4. 1	R6. 4. 2(火) R6. 4. 30(火)	R6. 6. 29(土)		

※報告書の提出（作成）期限および閲覧開始日が、千葉市の定めた休日にあたるときは、その翌日となる。

3 報告書の保存および閲覧

- (1) 保存期間 報告書を提出（作成）すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- (2) 閲覧対象者 何人も閲覧できる
- (3) 閲覧開始日 令和6年7月1日（月）
- (4) 閲覧時間 9：00～17：15
- (5) 閲覧場所
 - ア 議員分 議会事務局総務課（市役所低層棟6階）
 - イ 市長分 総務局総務部人事課コンプライアンス推進室（市役所高層棟5階）

【市等との請負契約等の状況に関する公表について】

議員・市長は、前年度中に議員・市長であった期間に、議員・市長が実質的に経営に携わっている法人（※）または議員・市長の配偶者、扶養する親族、2親等以内の親族もしくは同居の親族が経営する法人と市等との間において、請負契約等がなされた場合に、請負契約等の状況を議長に報告（市長は作成）することになっており、提出（作成）された報告書の内容を、次のとおり公表しますので、併せて、お知らせします。

※市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。

- 1 報告すべき事項
当該法人の①名称、②役職、③請負契約等の内容等
- 2 報告書の公表
 - (1) 公表の方法 報告書の内容を公告および市議会・市ホームページにより公表する。
 - (2) 公表日 令和6年7月1日（月）9：00から

問い合わせ先

【議員の資産等補充報告書等の閲覧に関すること】

議会事務局総務課 電話245-5464

【市長の資産等補充報告書等の閲覧に関すること】

総務局総務部人事課コンプライアンス推進室 電話245-5676